

「知って得する？」社労士の独り言 第34回

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢

4月に施行・適用時期が到来する労働法について

働き方改革関連法を始め、4月1日から施行・適用時期が到来する法律の一覧および必要と思われる法律について概要を示しました。

1. 働き方改革関連法による各改正事項の施行・適用時期

働き方改革関連法による各改正事項の施行・適用時期

被改正法律・項目	内 容	大企業	中小企業	
雇用対策法	働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」を定めることとする	平成30年 7月6日		
労働基準法	労働時間の上限(第36条等)	時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定。(罰則付)		
	高度プロフェッショナル制度の創設(第41条の2)	職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日
	年5日の年次有給休暇の取得義務(第39条第7項)	使用者は10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について毎年時季を指定して与えなければならないこととする	平成31年 4月1日	平成31年 4月1日
	フレックスタイム制見直し(第32条の3)	フレックスタイム制の清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長		
	中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止(第138条)	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止	—	令和5年 4月1日
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル制度の普及促進、事業主への取引上配慮すべき事項に関する責務の規定など	平成31年 4月1日		
労働安全衛生法、じん肺法	産業医・産業保健機能の強化、管理監督者等を含む労働者を対象とした労働時間の状況の把握の義務化など	平成31年 4月1日		
パートタイム・有期雇用労働法	短時間・有期雇用労働者について、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②待遇差の内容・理由等に関する説明の義務化、③裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備など	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	
労働者派遣法	派遣労働者について、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②待遇差の内容・理由等に関する説明の義務化、③裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備など	令和2年 4月1日		

2. 平成28年雇用保険制度の改正(平成28年3月29日に成立)

64歳以上の方の雇用保険料の免除が終了し、高齢者の雇用を一層推進するため、令和2年4月1日から64歳以上の方の雇用保険料の徴収が始まります。現在保険料が免除されている65歳以上の方へ、保険料徴収再開の周知をされることをお勧めします。

3. 労働基準法の消滅時効期間改正法案の概要

民法の一部を改正する法律施行により、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されたため、労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずる法案を2月4日に第201回国会(令和2年常会)提出した概要です。

①賃金請求権の消滅時効期間の延長等

- ・賃金請求権の消滅時効： 令和2年4月施行の改正民法と同様に5年に延長
- ・消滅時効の起算点が客観的起算点(賃金支払日)であることを明確化
 ※退職手当(5年)、災害補償、年休等(2年)の請求権は、現行の消滅時効期間を維持

②記録の保存期間等の延長

- ・賃金台帳等の記録の保存期間： 賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長
- ・割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間： 同上(5年に延長)

③施行期日、経過措置、検討規定

- ・施行期日： 改正民法の施行の日(令和2年4月1日)
- ・経過措置： 賃金請求権の消滅時効、賃金台帳等の記録の保存期間、割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間は、当分の間は3年。施行日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用
- ・検討規定： 本改正法の施行5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じる

4. 36協定作成の注意点

- ①建設業はその事業で働いている方全員に、上限規制が適用されません。
- ②運送業は「自動車運転の業務」に携わる方のみ上限規制が適用され、事務職の方や自動車整備等の方は、上限規制の適用を受けませんので、36協定書作成にはご注意ください。
- ③新様式の記載欄下部にある「上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。」

☐←✓を必ず入れる

*労使協定書のため、提出される方が窓口で✓を入れることはできません。

- ④経過措置期間中は上限規制が適用されないため、従前の様式で届出出来ます。ただし、経過措置期間中でも、上限規制に対応できる場合には、新しい様式で届出出来ます。

※進めよう働き方改革：<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>で、「2020.01.30「時間外労働の上限規制」ページを更新しました」をクリックすると、①時間外労働の上限規制(その2)36協定届記載のポイント(8分54秒)の視聴、②「時間外労働の上限規制わかりやすい解説」などをダウンロードできます。参考にされることをお勧めします。